【結婚式規約】

結婚式について

当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係では、結婚式会場のご利用に関しまして下記の通り規約を設けておりますので、あらかじめご了承ください。

第1条（適用範囲）

当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が結婚式会場の利用などに関して締結する契約は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
　当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（結婚式の申し込み）

世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係に結婚式の申し込みをしようとする場合は、所定のホームページのフォームより必要事項を記入の上、送信。または、結婚式申込書を所定のホームページからダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、郵送もしくは、持参にて申し込みして頂きます。

第3条（契約の成立等）

結婚式の契約は、世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が前条の申し込みを確認の上、書類選考、抽選にて当選結果の通知、応諾の意思表示をした時をもって、成立とさせていただきます。
　前項の規定により結婚式の契約が成立したときは、挙式代金５万円を世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が指定する日までに、現金または世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係指定口座への振込みにてお支払いいただきます。なお、すでに支払われた挙式代金等の返金は致しませんので、ご了承ください。挙式代金を世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が指定した日までにお支払いいただけない場合は、結婚式の契約はその効力を失うものとします。ただし、挙式代金の支払期日を指定するに当たり、世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係がその旨を申込者に告知した場合に限ります。

第4条（結婚式等契約の締結の拒否）

世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係は、次に掲げる場合において、結婚式の契約の締結に応じないことがあります。

* 申し込みが、この「結婚式ついて（結婚式規約）」によらないとき。
* 結婚式等に出席しようとする者が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
* 結婚式等に出席しようとする者が、感染症者であると明らかに認められるとき。
* 結婚式等に出席しようとする者が、世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係もしくは世界キャラクターさみっとin羽生実行委員に対し暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
* 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により結婚式会場等を使用できないとき。
* 結婚式等に出席しようとする者が泥酔等により、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び結婚式等に出席しようとする者が他の利用者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
* 契約の当事者及び結婚式等に出席しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくは関係者、その他反社会的勢力、暴力団もしくは暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
* 結婚式等への出席者等に対する抗議行動、嫌がらせ等が予想され、他の利用者や近隣地帯等に迷惑を及ぼすおそれがあると当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が判断したとき。
* 第11条に定める禁止事項に従わない旨を表明したとき。
* 関係諸官庁より特別指示のあるとき。

第5条（申込者の契約解除権）

申込者は、当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係に申し出て、結婚式契約を解除することができます。ただし、すでに支払われた挙式代金等の返金は致しませんので、ご了承ください。

第6条（当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係の契約解除権）

当世界キャラクターさみっと実行委員会イベント企画係は、次に掲げる場合においては、結婚式契約を解除することがあります。

1. 結婚式への出席者が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
2. 結婚式への出席者が、感染症者であると明らかに認められるとき。
3. 結婚式への出席者が、当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係もしくは当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係の従業員に対し暴力的要求行為を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
4. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により結婚式会場を使用できないとき。
5. 結婚式への出席者が泥酔等により、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び結婚式等への出席者が他の利用者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 結婚式への出席者等に対する抗議行動、嫌がらせ等が予想され、他の利用者や近隣地帯等に迷惑を及ぼすおそれがあると当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が判断したとき。
7. 第11条に定める禁止事項に従わないとき。
8. 関係諸官庁より特別指示のあるとき。
9. 申し込みが、この「結婚式について（結婚式規約）」によらないことが判明した場合。
10. お申し込みもしくはお打合せ等の際に、虚偽の事実を申告し、もしくは重要な事実を申告しなかった場合。

当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係は次に掲げる場合において、何らの催告なしに直ちに結婚式契約を解除することができます。

・契約の当事者及び結婚式に出席しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくは関係者、その他反社会的勢力、暴力団もしくは暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

その他さみっと会場のご利用が不適当であると主催者側が判断した場合には、お申し込みをお断りするか、または既にご契約いただいた場合でも解除させていただく事がございますので、予めご了承ください。

前2項により当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が契約を解除したことにより申込者に損害が生じたとしても、当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係はその賠償の責任を負いません。

第７条（料金の支払い）

精算は、世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係より提示しました挙式代総額に基づいて指定期日までに現金または指定口座へ振込みにてお支払いいただきます。当該挙式代を期限までにお支払いいただけない場合、予約を解除させていただくことがございます。なお、すでに支払われた挙式代金等の返金は致しませんので、ご了承ください。

第８条（装飾・余興等の手配）

結婚式等に関連する音楽・音響・司会等は、世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が手配させていただきます。申込者が世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係指定以外に依頼されることは認めません。

第９条（申込者の責任）

申込者側のすべての関係者の故意または過失により当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係が損害を被ったときは、当該申込者は当世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会イベント企画係に対し、その損害を賠償していただきます。結婚式等お申し込み時に定めた精算日までに支払いなき場合は延滞金を申し受けます。

第1０条（禁止事項）

世界キャラクターさみっとin羽生会場内では、他のお客様に迷惑になる下記の物の持ち込み、または行為はご遠慮ください。

* 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類等（盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障害者補助犬は除きます）。
* 危険物や発火性のある火薬類。
* 悪臭・高音を発する物。
* 風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動等。
* 備品等の移動や使用目的以外のご利用。
* その他法令で禁じられている行為。

第12条（損害賠償）

結婚式会場の施設・什器備品等を破損・損傷しないようご注意ください。もし、損傷等損害が発生しました場合は、その修復に関して世界キャラクターさみっとin羽生実行委員会よりご指示申し上げますのでそれに合わせて速やかに修理をしていただくか、損害賠償金をご負担いただきます。